第 11 章　携帯品の一時預り

（一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間）

第 317 条　旅客の携帯品は、別に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の１に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

(1)　１個の長さが２メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの

(2)　１個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が２メートルを超えるもの

(3)　１個の重量が 30 キログラムを超えるもの

(4)　他の物品を汚損するおそれがあるもの

(5)　臭気を発するもの又は不潔なもの

(6)　腐敗又は変質しやすいもの

(7)　荷造が不完全なもの

(8)　危険品（別表第４号に定めるもの）

(9)　荷物規則別表第１項第３号アに定めるもの

⑽　動物

⑾　死体

２　自転車は、前項第２号に規定する容積制限にかかわらず、別に定める駅に限つて、一時預りの取扱いをする。

３　一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

（種類及び性質の申出）

第 318 条　旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

２　容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限つて、一時預りの取扱いをする。

（一口の範囲）

第 319 条　一時預り品は、１個を一口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品２個以上の一時預けの申出があつた場合で、預け日数その他の取扱条件を同じくするときは、これらを一口として取り扱うことがある。

（一時預り料）

第 320 条　携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、１個１日１回について、430 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から６日以後の日については、その２倍とする。

２　前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日１日分の相当額を収受し、預け日数が２日以上のものは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

（一時預り切符）

第 321 条　携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

２　一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

第１種　専用切符

内容省略

第２種　共用切符（この様式は、第 310 条第２項に規定する普通手回り品切符第２種共用切符の様式と同一とする。ただし、乙片に代えて甲片を旅客に交付する。）

（一時預り期間）

第 322 条　預け主は、預入れの日から 15 日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

２　前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

（一時預り品の引渡し）

第 323 条　一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

２　前項ただし書の規定によるほか、荷物規則第 19 条第２項の規定を準用する。

（準用規定）

第 324 条　荷物規則第 24 条の規定は、一時預り品について準用する。